

地方公共団体から寄せられた主な共通課題とその対応

～ 建物等の規制の活用・見直し～

伝統的建造物群保存地区の活用

- ・ 伝統的建造物群保存地区の決定の弾力的運用を可能にしたい。
- ・ 市独自条例で定める歴史的地区において、建築基準法の緩和適用を可能にしてほしい。
- ・ 建築基準法の緩和条例を伝統的建造物の新築に適用してほしい。



- ・ 伝統的建造物群保存地区の決定は、従来、国の重要伝統的建造物群保護地区としての選定を前提とした地区のみを対象に決定されがちであったが、より広域的に伝統的な街並みが保存できるよう、国の選定地区を含みより広く決定できる旨を周知（文化庁、国土交通省より通知予定）。
- ・ 伝統的建造物群保存地区における斜線制限、道路内建築制限等の緩和措置については、伝統的建造物の建築物のみならず街並みの保存に資する伝統的建造物以外の建築物の新築・増築・改築についても対象となることを明確化（国土交通省より）。

街並み保存のための建築基準法の規制の見直し

- ・ 木造である京町家等（伝統的様式・材料・工法等による建築物）について、都市防災上の観点等から、歴史的なたたずまいを残した建替え等ができるようにしたい。
- ・ 準防火地域等に指定されていることにより、制限されている軒裏や外壁、建具等への木材使用の制限を緩和できないか。



- ・ 防災性能を確保しつつ歴史的なたたずまいを継承した更新を可能とするため、性能規定化の活用を図るとともに、一般的な仕様については告示化を推進。
- ・ 準防火地域等全国一律の規制に代えて、地域状況に応じ条例により一定の防火性能を確保する運用を実施することにより対応。
- ・ 地域の状況に応じ、建築物の条件を地方公共団体が付与し、前面道路が4 m未満のままでの更新を可能とするよう、規定を充実予定。
- ・ 建ぺい率、道路斜線等の緩和メニューを建築基準法の改正により導入。等

屋外広告物規制の見直し

- ・伝統的建造物群保存地区における屋外広告物（のぼり、直接塗装の立看板等）の規制を強化したい。
- ・屋外広告物の規制について、市町村に委任してほしい。



- ・屋外広告物規制について、直接塗装の立看板や広告旗を簡易除却できる制度を創設（構造改革特別区域法による）。
- ・特に良好な景観を保全すべき地区において、良質で地域の景観に調和した屋外広告物の表示・掲出のための市町村の役割の強化について検討中。